

令和 6 年

御 殿 場 市 議 会 9 月 定 例 会 議 案 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
認定第 1 号	令和 5 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第 2 号	令和 5 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第 3 号	令和 5 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第 4 号	令和 5 年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第 5 号	令和 5 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第 6 号	令和 5 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	6
認定第 7 号	令和 5 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	7
認定第 8 号	令和 5 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について	8
認定第 9 号	令和 5 年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について	9
認定第 10 号	令和 5 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について	10
認定第 11 号	令和 5 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算認定について	11
議案第 37 号	令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算（第 4 号）について	資料 13
議案第 38 号	令和 6 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	資料 13

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 3 9 号	御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例制定について	1 2
議案第 4 0 号	御殿場市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 について	1 7
議案第 4 1 号	御殿場市立図書館条例の一部を改正する条例制定に ついて	1 8
議案第 4 2 号	新御殿場市立図書館等建築ユニット工事請負契約の 締結について	2 0
議案第 4 3 号	板妻南工業団地開発第 4 期事業地内の用地取得に ついて	2 1
議案第 4 4 号	住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止に ついて	2 2
議案第 4 5 号	市道路線の廃止について	2 3
議案第 4 6 号	市道路線の認定について	2 4
議案第 4 7 号	市道路線の変更について	2 5
同意第 6 号	御殿場市教育委員会委員の任命について	2 7
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 8

認定第 1 号

令和 5 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 2 号

令和 5 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 3 号

令和 5 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第4号

令和5年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第5号

令和5年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 6 号

令和 5 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 7 号

令和 5 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 8 号

令和 5 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度御殿場市簡易水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第9号

令和5年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度御殿場市公共下水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 10 号

令和 5 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 11 号

令和 5 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 39 号

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年御殿場市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改め、同条の次に次の 2 号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 市長の部中「御殿場市身体障害者及び高齢者住宅改造費助成事業実施要綱」を「御殿場市身体障害者等住宅改造費助成事業実施要綱」に、「御殿場市在宅生活安心システム推進事業実施要綱」を「御殿場市在宅生活安心システム事業実施要綱」に改め、同

部中御殿場市小規模通所授産施設利用者負担助成要綱（平成１９年御殿場市告示第７７号）に関する事務の項を削る。

別表第１市長の部中「御殿場市母子家庭等医療費助成要綱」を「御殿場市ひとり親家庭等医療費助成要綱」に、「御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業実施要綱」を「御殿場市在宅の高齢者及び障害者等食事サービス事業実施要綱」に、「御殿場市不妊治療費用助成金支給要綱（平成２６年御殿場市告示第２１６号）」を「御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金支給要綱（平成３０年御殿場市告示第７号）」に改め、同部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第１教育委員会の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第２中

「

事務	特定個人情報
----	--------

」を

「

事務	利用特定個人情報
----	----------

」に改め、同表市長の部中

「

御殿場市身体障害者及び高齢者住宅改造費助成事業実施要綱に関する事務のうち身体障害者に係る事務	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額及びその算定の基礎となる事項並びに地方税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。）
	身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日付け厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳並びに御殿場市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成１９年御殿場市規則第４号）第３条第１項に

	規定する障害福祉サービス受給者証に関する情報 (以下「障害者関係情報」という。)
御殿場市身体障害者及び 高齢者住宅改造費助成事 業実施要綱に関する事務 のうち高齢者に係る事務	地方税関係情報
御殿場市在宅生活安心シ ステム推進事業実施要綱 に関する事務	障害者関係情報

」を

「

御殿場市身体障害者等住 宅改造費助成事業実施要 綱に関する事務	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の 地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定 した税額及びその算定の基礎となる事項並びに地方税 の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以 下「地方税関係情報」という。）
	身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号） 第１５条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第 １２３号）第４５条に規定する精神障害者保健福祉 手帳、療育手帳制度について（昭和４８年９月２７日 付け厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に規定 する療育手帳並びに御殿場市障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 （平成１９年御殿場市規則第４号）第３条第１項に 規定する障害福祉サービス受給者証に関する情報 （以下「障害者関係情報」という。）
御殿場市在宅生活安心シ ステム事業実施要綱に関 する事務	障害者関係情報

」に

改め、同部中御殿場市小規模通所授産施設利用者負担助成要綱に関する事務の款を削る。

別表第２市長の部中「御殿場市母子家庭等医療費助成要綱」を「御殿場市ひとり親家
庭等医療費助成要綱」に、

「

御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業実施要綱に関する事務のうち障害者に係る事務	地方税関係情報
	障害者関係情報
御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業実施要綱に関する事務のうち高齢者に係る事務	地方税関係情報
御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱に関する事務	地方税関係情報
	生活保護関係情報
御殿場市不妊治療費用助成金支給要綱に関する事務	地方税関係情報

」を

「

御殿場市在宅の高齢者及び障害者等食事サービス事業実施要綱に関する事務のうち障害者に係る事務	障害者関係情報
御殿場市肺炎球菌予防接種実施要綱に関する事務	地方税関係情報
	生活保護関係情報
御殿場市不妊治療費用及び不育症治療費用助成金支給要綱に関する事務	地方税関係情報

」に

改め、同部生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく外国人の保護に関する事務の項中「及び特例給付」を削る。

別表第2市長の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	地方税関係情報
---------------------------------	---------

別表第2教育委員会の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	地方税関係情報
---------------------------------	---------

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第3号から第6号までの改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (2) 別表第2市長の部生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてに基づく外国人の保護に関する事務の項の改正規定 令和6年10月1日

議案第 40 号

御殿場市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険条例（平成 4 年御殿場市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

御殿場市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市立図書館条例の一部を改正する条例

御殿場市立図書館条例（令和 4 年御殿場市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「とする。」を「とし、付属施設として、郷土資料展示室を置く。」に改め、同項の表中「御殿場市萩原 5 8 0 番地の 2」を「御殿場市萩原 9 5 7 番地の 1」に改める。

別表中

「

御殿場市立図書館 会議室	700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 和室	400円	500円	800円	1,600円

」を

「

御殿場市立図書館 多目的会議室 1	700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 多目的会議室 2	700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 多目的会議室 3	700円	1,000円	1,500円	3,000円
御殿場市立図書館 グループ学習室 1	300円	400円	600円	1,000円
御殿場市立図書館	300円	400円	600円	1,000円

グループ学習室 2				
-----------	--	--	--	--

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第42号

新御殿場市立図書館等建築ユニット工事請負契約の締結について

新御殿場市立図書館等建築ユニット工事請負契約について、次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年御殿場市条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新御殿場市立図書館等建築ユニット工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 468,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市保土沢1157番地の599
株式会社オサコー建設
代表取締役 長田 崇 |

議案第 43 号

板妻南工業団地開発第 4 期事業地内の用地取得について

板妻南工業団地開発第 4 期事業に係る土地を次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

1 取得の目的

板妻南工業団地開発第 4 期事業の土地を御殿場市土地開発公社から取得し、進出予定企業へ御殿場市から売却を行うため。

2 取得する土地の所在、地積及び金額

所 在： 御殿場市板妻 830 番地 外 2 筆

地 目： 原野

地 積： 43, 108.95 m²

金 額： 133, 637, 745 円

支払利息： 748, 224 円

合 計： 134, 385, 969 円

3 取得の相手方

御殿場市萩原 483 番地

御殿場市土地開発公社

議案第 4 4 号

住民票の写し等の交付に関する事務の委託の廃止について

沼津市、熱海市、三島市、伊東市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町及び小山町（以下「11市町」という。）への住民票の写し等の交付に関する事務の委託並びに11市町からの委託を令和6年10月31日限りで廃止するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により協議することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第45号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次のとおり市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
7097号線	御殿場市上小林1317番4地先	御殿場市上小林1317番1地先	
7098号線	御殿場市上小林1317番4地先	御殿場市上小林1317番5地先	
7099号線	御殿場市上小林1285番地先	御殿場市上小林1289番地先	
7106号線	御殿場市上小林949番1地先	御殿場市上小林965番2地先	
7118号線	御殿場市上小林208番4地先	御殿場市上小林208番4地先	
7119号線	御殿場市上小林233番地先	御殿場市上小林230番地先	
7120号線	御殿場市上小林193番1地先	御殿場市上小林194番地先	

議案第 46 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2211号線	御殿場市萩原1254番14地先	御殿場市萩原1254番16地先	
2212号線	御殿場市二の岡一丁目1525番17地先	御殿場市二の岡一丁目1525番17地先	
2213号線	御殿場市御殿場127番7地先	御殿場市御殿場126番8地先	
4610号線	御殿場市川島田343番15地先	御殿場市川島田354番1地先	
7586号線	御殿場市上小林238番3地先	御殿場市上小林1323番1地先	
7587号線	御殿場市上小林237番10地先	御殿場市六日市場414番地先	
7588号線	御殿場市上小林974番8地先	御殿場市上小林1323番5地先	
7589号線	御殿場市上小林208番5地先	御殿場市塚原1716番9地先	
7590号線	御殿場市上小林962番3地先	御殿場市上小林967番地先	

議案第４７号

市道路線の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２、３項の規定により、次のとおり市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和６年９月３日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名		起 点	終 点	重要な 経過地
7115号線	旧	御殿場市上小林244番1地先	御殿場市上小林244番2地先	
	新	御殿場市上小林244番1地先	御殿場市上小林244番1地先	
7116号線	旧	御殿場市上小林254番1地先	御殿場市上小林205番4地先	
	新	御殿場市上小林254番1地先	御殿場市上小林255番1地先	
7117号線	旧	御殿場市上小林246番1地先	御殿場市上小林230番1地先	
	新	御殿場市上小林246番1地先	御殿場市上小林1609番地先	
7127号線	旧	御殿場市塚原459番1地先	御殿場市塚原459番1地先	
	新	御殿場市塚原459番1地先	御殿場市塚原459番1地先	
7179号線	旧	御殿場市塚原1932番地先	御殿場市塚原1932番地先	
	新	御殿場市塚原1932番地先	御殿場市塚原1932番地先	

路線名		起 点	終 点	重要な 経過地
7572号線	旧	御殿場市上小林1633番地先	御殿場市上小林1633番地先	
	新	御殿場市上小林1633番地先	御殿場市上小林239番6地先	

同意第 6 号

御殿場市教育委員会委員の任命について

次の者を御殿場市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名	住 所	生年月日
萱沼 泉	【略】	【略】
杉山 ゆかり	【略】	【略】

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

法務大臣に対し、次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 伊 倉 愛 子

住 所 【略】

生年月日 【略】